

改善報告書

令和6年7月1日

1. 大学名：畿央大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：1-1

○学部、学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を策定し、ホームページなどで公表しているが、大学設置基準第2条に基づき学則又は学則に準ずる規則に定めるよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目1-1について

本学では人材の養成に関する目的を学則上にて別に定めるとし、平成27年7月16日の教授会での承認手続きを経て、「畿央大学 人材育成の目的」を策定、本学の公式文書としてホームページ等で公表し、学校法人冬木学園畿央大学規程集に掲載し運用していたが、規則としては規定していなかった。

学内所定の手続きを経て、令和5年12月7日に本規則を制定、同日施行した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目1-1の資料

- ・2023年度 第27回 大学運営協議会 報告書
- ・2023年度 畿央大学 第8回教授会 議事録
- ・令和5年度 第17回（通算第210回）理事長室会議 議事録
- ・畿央大学人材育成の目的に関する規則